

○国土形成計画法（昭和 25 年法律第 205 号）（抜粋）

最終改正平成 17 年法律第 89 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
- 第二章 国土審議会の調査審議等（第四条・第五条）
- 第三章 国土形成計画の策定（第六条—第十二条）
- 第四章 国土形成計画の実施（第十三条・第十四条）
- 第五章 補則（第十五条・第十六条）
- 附則

（広域地方計画）

第九条 国土交通大臣は、次に掲げる区域（以下「広域地方計画区域」という。）について、それぞれ国土形成計画を定めるものとする。

- 一 首都圏（埼玉県、東京都、神奈川県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。）
- 二 近畿圏（京都府、大阪府、兵庫県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。）
- 三 中部圏（愛知県、三重県その他政令で定める県の区域を一体とした区域をいう。）
- 四 その他自然、経済、社会、文化等において密接な関係が相当程度認められる二以上の県の区域であつて、一体として総合的な国土の形成を推進する必要があるものとして政令で定める区域

2 前項の国土形成計画（以下「広域地方計画」という。）には、全国計画を基本として、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する方針
- 二 当該広域地方計画区域における国土の形成に関する目標
- 三 当該広域地方計画区域における前号の目標を達成するために一の都府県の区域を超える広域の見地から必要と認められる主要な施策（当該広域地方計画区域における総合的な国土の形成を推進するため特に必要があると認められる当該広域地方計画区域外にわたるものを含む。）に関する事項

3 国土交通大臣は、第一項の規定により広域地方計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、次条第一項の広域地方計画協議会における協議を経て、関係各行政機関の長に協議しなければならない。

4 国土交通大臣は、広域地方計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前三項の規定は、広域地方計画の変更について準用する。

（広域地方計画協議会）

第十条 広域地方計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、広域地方

計画区域ごとに、政令で定めるところにより、国の関係各地方行政機関、関係都府県及び関係指定都市（以下この条において「国の地方行政機関等」という。）により、広域地方計画協議会（以下「協議会」という。）を組織する。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、協議により、当該広域地方計画区域内の市町村（指定都市を除く。）、当該広域地方計画区域に隣接する地方公共団体その他広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができる。
- 3 第一項の協議を行うための会議（第六項において「会議」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 国の地方行政機関等の長又はその指名する職員
 - 二 前項の規定により加わった地方公共団体の長又はその指名する職員
 - 三 前項の規定により加わった者（地方公共団体を除く。）の代表者又はその指名する者
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係各行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。
- 5 協議会は、前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による協議を行う場合においては、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。
- 6 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 7 協議会の庶務は、国土交通省において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

